

社会福祉 しずおか

2016

2
No.783

特集

生活福祉資金貸付制度の 活用に向けて

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話:054-254-5248 FAX:054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp



生活福祉資金貸付制度の活用に向けて

～民生委員との連携～

生活福祉資金貸付制度は、静岡県の民生委員が提唱した世帯更生活動から、昭和30年に創設された、社会福祉法における第1種社会福祉事業です。

本制度は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し必要な資金貸付を行うとともに、民生委員を通じて必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と安定した生活を支援することを目的とした制度です。

これまでに、県内で約3万世帯（貸付額約108億円）の貸付を行い、世帯の経済的な課題の解決に一定の役割を果たしてきました。

今後、教育支援資金の拡充が行われる予定で、民生委員とのより一層の連携協力が求められています。

生活福祉資金の 目的・趣旨

本制度の目的は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して必要な資金を貸し付け、相談支援を行うことで、世帯の経済的な自立や安定した生活を実現することにあります。

本制度では、世帯に資金を貸し付けるだけでなく、市町社協が民生委員や地域の機関の協力を得て、相談や見守り等の必要な支援を継続的に行い、経済的な改善と世帯が望む生活の実現に向けて様々な関わりを持ちます。

また、資金貸付後も定期的に生活状況の把握を行い、必要に応じて相談、支援を継続して行います。

本制度は他制度の利用が困難な場合に貸付を行うものであり、他制度の利用が優先となります。

《図表1》

「生活福祉資金」の種類

〈総合支援資金〉

失業などにより生活の維持が困難になった世帯へ生活費及び必要資金の貸付

☞生活支援費・住宅入居費・時生活再建費

〈福祉資金〉

日常生活を送る上で、または自立した生活を確保していくために、一時的に必要であると見込まれる費用の貸付

☞福祉費・緊急小口資金

〈教育支援資金〉

学校教育法に定められた高等学校、大学等への入学や通学に必要な経費を貸付

☞教育支援費・就学支度費

〈不動産担保型生活資金〉

一定の居住用不動産を有し、将来法来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保に生活費を貸付

☞不動産担保型・要保護世帯向け不動産担保型

※詳しい貸付条件等については、お近くの市町社協にお問い合わせください。

民生委員による 支援（取組）事例

○事例1

資金種類 教育支援資金

世帯状況

連帯借受人：母親（40代・パート）
借 受 人：長男（中学生）

概 要 父親が事業の失敗を苦に自死したことを契機に、母親が精神的な病を患い、生活に困窮。母親は精神科に通院しながらパート就労し、その収入で何とか生計を維持していた。長男が高校に進学するにあたり、進学費用のことで民生委員に相談、教育支援資金の借入に至る。

民生委員の関わり

担当民生委員は父親が自死した世帯を気遣い、時々世帯を訪問し励ましてきた。長男が高校に進学する時期にあたり、長男の希望と世帯の経済的状况を聞き取り、県社協の教育支援資金の貸付を紹介する。市社

協に連絡するとともに、母親と長男とともに社協を訪問、相談。県社協の審査を経て、貸付決定となった。

貸付期間中（在学中）も定期的に世帯を訪問し、励ましや日々の生活状況の把握に努め、必要に応じて活用できる制度やサービスに繋げ、世帯の自立を支援。

貸付終了後（卒業後）も継続して訪問し、母親の病状の確認や就職した長男の相談相手になるなど支援を行い、償還計画通りに完済となった。

○事例2

資金種類 福祉資金（福祉費）

世帯状況 借受人：男性（60代）

概 要 公園にホームレスの男性

高齢者がいるとの連絡が、自治会を通じて民生委員に入った。福祉事務所に生活保護の相談をしたが、基準を上回る年金収入があることがわかり、市社協に相談が入る。住居を確保するため、理解のある不動産業者を探し賃貸物件を手配。転居費用と生活必需品（家電製品等）購入費用を生活福祉資金の借入で賄った。

民生委員の関わり

男性は長期にわたり家賃を滞納していたことから、前住居を退去させられ、ホームレスとなり公園で生活していた。この状況を知った地元の自治会、民生委員が関わり、生活福祉資金の利用に至る。

男性は新しく住居を確保。また、男性の金銭管理について不安があったことから、民生委員、市社協、地域包括支援センターが家計相談を含め継続的に関わり、自立を支援。現在、男性は生活も安定し、以前の家賃滞納分と生活福祉資金を定期的に返済している。

教育支援資金の ご案内

毎年、秋頃から相談数が増加するのが、教育支援資金の貸付相談です。教育支援資金は、学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高校・大学等の入学時に必要な費用（就学

支度費）や在学中に必要な費用（教育支援費）を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する制度です。

教育支援資金は、修学する子どもが卒業後に返済するのが原則なので、在学中から就職、そして償還完了まで長期にわたる見守りや支援が必要です。修学する子どもだけでなく、その世帯全体の支援も欠かせません。多くの貸付世帯は、地元の民生委員の見守りを受けながら、学業の継続と将来の夢の実現ため、子ども自らもアルバイト等も行いながら通学しています。

《図表2》「教育支援資金の種類」

※学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程・専門課程）が対象となります。

資金の種類			貸付条件		
			貸付限度額	据置期間	償還期間
教育支援資金	教育支援費	上記学校の授業料などに必要な費用	〈高校・専修学校（高等課程）〉 月35,000円以内 〈高等専門学校〉 月60,000円以内 〈短大・専修学校（専門課程）〉 月60,000円以内 〈大学〉 月65,000円以内	学校卒業後 6カ月以内	据置期間終了後 20年以内
	就学支度費	上記学校に入学する際に必要な入学金等の費用（入学金等）	500,000円以内		

「貸付事業を活用した民生委員活動の充実に向けて」

静岡県民生委員児童委員協議会 会長 越川 年

民生委員制度は来年5月に制度創設100周年を迎える歴史と実績を有する制度であり、創設当初から住民の救済・防貧活動を中心に活動を重ねてきました。現在、民生委員の活動は、地域福祉推進のための幅広い分野にわたっていますが、生活困窮世帯への支援は前述のとおり民生委員活動の基本であるといえます。

本貸付事業は、私たちの先人が、戦後全国的に展開し、本県においても民生委員による自主的な活動として展開された「世帯更生運動」が基になり、昭和30年に「世帯更生資金貸付制度」として誕生し、平成2年度に現在の名称に変更されました。

爾来、社会福祉協議会と民生委員が連携・協働し、住民の生活支援を行う事業として、制度内容は状況の変化に応じ、見直しがされつつ、半世紀以上にわたり、低所得者支援施策としての役割を担ってきました。

本貸付事業における民生委員の役割は、貸付事業要綱に示されるとおり、地域の生活困窮世帯に社会福祉協議会を紹介するつなぎ役であるとともに、世帯からの相談に応じ、見守り支援を行うことが主な協力内容となっています。従って、債権管理上の法的な責任や特段の義務を負うものではなく、滞納世帯等への対応はあくまでも社会福祉協議会の業務となっています。

地域住民にとって身近な立場にある民生委員が継続的な見守りや声掛けを重ねるなかで、状況に応じた臨機対応が大切です。また、当初抱えていた課題が解決されたかを確認することも重要で、継続的な見守りの支援機能が期待されます。民生委員は、協力者の立場ではありますが、その役割と協力の意義は大きく、事業を推進する上でなくてはならない存在です。

今後も活動を進める中で、セーフティネット施策の充実・強化のため、資金貸付が必要と思われる世帯への事業の紹介や相談支援策としての活用をよろしくお願いします。

今年の秋には民生委員の一斉改選が行われます。新たに民生委員になられる方への引き継ぎについても、ご協力をお願い申し上げます。

まとめ

本資金の相談者や借受者には、経済的な困窮だけでなく、社会的に孤立している様子が多く見られます。複合的な課題を抱える人も多く、貸付だけでは問題を解決できない人が増えているのが現状です。そういう方々に対しては、貸付を行った後も、継続的かつ包括的に必要な支援を提供していく必要があります。

生活困窮者が増加していることを受け、今年度から「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

本資金も新たな制度と連動し、生活困窮者世帯への包括的な支援策のひとつとして活用されています。今後、支援を必要とする方に本制度を利用してもらい、社会福祉協議会や民生委員等の継続的な支援のもと、困窮状態から早期に脱却できるよう支援することがますます期待されています。



ABC しあわせ基金 しあわせ基金車両寄贈事業の募集開始



【趣 旨】株式会社ABC様による寄附金をもとに、「ABCしあわせ基金」を平成15年度に設置し、在宅福祉活動の充実と発展を図ることを目的に、民間非営利活動団体等に対して車両寄贈事業を実施します。

【寄 贈 内 容】在宅福祉活動に使用する車両

【対 象】在宅福祉事業を行う県内の社会福祉法人、特定非営利活動法人（1法人につき1台に限る）

【申 込 期 間】平成28年1月19日（火）から平成28年2月19日（金）消印有効

【寄贈予定日】平成28年6月

【申 込 方 法】所定申込書を作成の上、必要書類（定款、寄附行為、役員名簿、事業計画書、予算書、決算書、車両見積書（※）、パンフレット、その他法人の活動がわかるもの等）を添付し、期限までに静岡県社会福祉協議会あてに申請してください。

要綱・申込書は<<http://www.shizuoka-wel.jp/help/>>からダウンロードできます。（申請は郵送のみ。）

（※）必ず2社以上の見積書を添付してください。

【そ の 他】○寄贈内容には、車両本体に当初オプション、車体文字入れ料金を含みます。

取得に係る諸経費（保険料、重量税、リサイクル法関連費用等）は自己負担となります。

○文字入れは「ABCしあわせ基金」の他に、法人名、施設名等を入れることができます。（文字入れ価格25,000円以下）

【問い合わせ・応募先】〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会
福祉企画部地域福祉課（山崎・窪田） 電話：054-254-5224 FAX：054-251-7508



社会福祉法人インクルふじ 生活介護事業所でら〜と(富士市)

インクルふじは、町内会・福祉推進会など地域の活動を通し、地元である広見地区と良好な関係を築いています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、その翌週(3月15日)に発生した富士山南麓を震源とする静岡県東部地震を契機とし、地域をベースに活動する施設として、地元と協力して要援護者対策に取り組んでいます。



「地域の要援護者支援体制の検討」

平成23年に発生した災害を受け、下記の事業を実施、この年の事業成果をもとに、具体的な支援のあり方について検討を続けています。

- ・ **災害時に支援を必要とする世帯の実態調査**
障がいにより災害時に支援が必要な広見地区の75世帯について民生委員の協力を得て訪問し、災害時に必要な支援等について調査を実施。
- ・ **でら〜と&広見地区防災フェスタの開催**
市の担当者、施設利用者の保護者、広見地区福祉推進会の会長による防災シンポジウムでは、世帯調査の結果を示し、支援のあり方について討論。障がい者世帯が必要とする支援は、「移送」、「医療」、「避難場所」の順に多かった。

Point

この結果を受け、後日、富士市の施設長会に提案がなされ、市内の福祉施設が所有する福祉車両について、緊急通行車両(移送を目的とした優先車両)の登録手続きを進める動きに繋がった。

でら〜とにおける 要援護者受け入れ体制の強化

- ・ **非常用太陽光発電設備を設置(平成27年度)**
静岡県東部地震による県東部の計画停電時には、人工呼吸器を使用する3名が家族と共に施設に避難。この時は施設の小型自家発電機で対応したが、通所施設でも自家発電設備の必要性を痛感。
- ・ **酸素供給装置を導入(平成27年度)**
非常時に酸素を供給できることを知ってもらうだけでなく、世帯との関係づくりのために説明会を開催。(在宅酸素療法を導入している世帯対象)



Point

でら〜とが福祉的な課題を抱える世帯の避難場所として活用できることを地域に積極的にPR!!

今後について、でら〜との 小林不二也所長にうかがいました。

地域の中で福祉的な課題を抱える世帯の個別の避難計画の作成を進めていきたいと思っています。「避難場所はどこなのか」「避難経路はどうするのか」「誰が避難を手伝うのか」「移動方法はどうするか」といったことを平時から皆で話し合っていて決める必要があるですし、そこに当法人で出来ることを盛り込んでいきたいです。

過去の災害の教訓から、入所施設だけでなく通所施設も地域の社会資源として最大限の心構えと対策が必要だと思っていますし、今後も施設が出来ることを積極的に地域に発信し、地域の中で顔の見える関係を作っていきたいと思っています。

小林所長ありがとうございました。

社会福祉法人インクルふじ

- 平成16年1月法人設立
- 「どんなに重い障害があっても、本人もその家族も普通に生きていける社会を作る」を基本理念に、富士市内で生活介護事業、居宅介護事業、グループホーム等を運営



でら〜と外観

つなぐがれ! ひろがるがれ! 福祉の担い手

静岡県社会福祉人材センター 情報BOX

●合同入職式

●フォローアップセミナー

入職前の3月に同じ福祉業界で働く他法人の仲間との交流を深めます。また、12月には、3月に会った仲間が再度集まるセミナーを開催し、共に学び合います。

今年も3月に開催されますので、お申込みはお早めに!

〈今年度実施予定日〉

東部会場：平成28年3月10日(木)

中部会場：平成28年3月9日(水)

西部会場：平成28年3月7日(月)



●福祉の就職&進学応援フェア

パネルで仕切られたブースでのフェアだけでなく、気軽に話し合えるカフェ形式のフェアも開催しています。

今年度最後です!

〈今年度実施予定日〉

東部会場：平成28年3月12日(土)

中部会場：平成28年3月5日(土)

西部会場：平成28年3月19日(土)

また、毎月実施されているミニ就職相談会も要チェック!

ほかにも、福祉の職場体験やハローワークでの出張相談など、様々な事業を実施しています。また、保育士・保育所支援センターを併設しています。

福祉のしごとに関する求人・求職のご相談は、静岡県社会福祉人材センターまでお気軽にお問い合わせください。

窓口でも
お待ちしております



静岡県社会福祉人材センター
イメージキャラクター「ふくしんぼうし」



[問い合わせ先] 静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター(人材課)

本所：静岡市葵区駿府町1-70
TEL 054-271-2110

東部支所：沼津市大手町1-1-3
TEL 055-952-2942

N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 紹 介

平成27年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた53団体の中から、今回は「活動推進助成」の受賞団体である「おんじま4948会」(藤枝市)の活動を紹介します。

「おんじま4948会」(藤枝市)

“藤枝市の高齢化率は25.9%。今後益々増加することは必定”―住み慣れた地域で生活できる体制づくりの大切さが市立公民館主催による「地域アクションミーティング」で指摘されました。そこでさっそく、県社協の居場所づくり研修会に参加して、運営のノウハウを身につけ、先進地で実習し学びました。

平成27年4月には、地域の仲間と新組織を立ち上げ、『ほっとな居場所おんじま』をスタート。ここは、【いつ来ても 誰が来てもいい。なにをしてもいい。三世代交流の場。】をモットーに毎月1回、20～30人の老若男女が集って、にぎやかに開店しています。今年は終戦70年、8月には、みんなの希望が実現し市内の読書グループと男性合唱団による「ビルマの豎琴」の公演会を開催しました。観客の多くが涙ぐみ、現在の平和のありがたさをしみじみ感じました。

昔はどの家庭にもあった、待望の丸テーブルも購入でき、お茶を飲みながら和気あいあい、話に花が咲いています。これから『ほっとな居場所おんじま』は、みんなの力を集めて楽しく交流し、さらに住み良い地域づくりを目指して元気に開店していきたいと思ひます。



お茶を飲みながら談笑



紙ひもで花かご作り

【問い合わせ先】おんじま4948会 事務局 原田 TEL:054-641-6055

カーテン・リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング
車にて施設に訪問、取外し、ク
リーニングから取付けまで全て
おまかせの予備不要短時間
低料金システムでお喜び頂い
ています。
欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースで
カーテンはいつも
きれいです



カーペットタイル・リース&クリーニング

カーペットタイルメンテナンス付リース
リース期間 5年間(60か月)
期間中12カ月毎 定期クリーニング
全国初の除菌・消臭の丸洗いシステム
で清潔を保ちます。
特にホテル、保育施設などでご好評です。
※クリーニングのご用命にも対応します。



洗う前 丸洗い後

カーペット洗浄機



独自のサービスでお喜び頂いています。

株式会社三ナフ

静岡市葵区産女1060番地の1

☎054-295-9002 Fax054-295-9003

独自洗浄方式開発によりメンテナ
ンス対応が拡がりました。

洗浄から乾燥
迄、短時間で
行い、リース
も可能に
ブラインドもOK



ロールスクリーンクリーニング

当社独自の舞台幕メンテナンスです
「大変お喜び頂いています」

ご注文の時期
が集中します。
御早めに予約
願います。



学校の舞台幕(綴帳)

カーテンレールは勿論の事、ロー
ルスクリーン・シェード・ブラインドに
至るまで修理修繕対応します。



修理・修繕



ありがとうございました

県社協への寄附金

- 静岡銀行本部役職員有志一同 様から
 本会(ふれあい基金寄附金)へ111,000円の
 寄附をいただきました。(12月24日)



左 本会 右 静岡銀行本部役職員有志代表
 常務理事 杉田 勇三 友上 由紀子 様

- 土屋 次義 様(伊豆の国市)から
 本会(ふれあい基金寄附金)へ100,000円の
 寄附をいただきました。(1月7日)

静岡ビル保善株式会社

住所 静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号 電話 054-251-1161(代)

ビル内外清掃、建物宮繕、環境衛生管理、
 メディカルサービス、設備運転・保守管理、
 電気設備管理、空調設備管理、給排水設備管理、
 防災設備管理、リニューアルサービス、
 設備保安警備、雑踏保安警備

地域とつながる 集合住宅団地の支え合いを考えるセミナー

住民同士のつながりが希薄になるなか、居場所を通じたつながり
 づくりや孤立する住民の見守り、困りごとへの相談など、住民相互
 の支え合い活動に取り組む団地が少しずつ増えてきています。
 住民相互の支え合いを進めるポイントを知ってみませんか?

開催 2/28(日) 会場 焼津文化会館小ホール

- 内 容
 講演：集合住宅団地における住民の支え合いを進めるポイントと課題
 報告：県営団地(公営住宅)の現状と課題、公営団地における居
 場所づくりの取組
- 定 員 200人
- 対 象 関心のある方ならどなたでも参加できます。
- 申 込 FAXまたはEメールにてお申込みください。
- 問合せ 静岡県社会福祉協議会福祉企画部地域福祉課
 TEL:054-254-5224 FAX:054-251-7508
 E-mail:kikaku@shizuoka-wel.jp

※詳しくは本会ホームページ(<http://www.shizuoka-wel.jp/>)をご覧ください。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

平成27年度

全国200万人
 加入!!

補償金額(保険金額)

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額		6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円
	特定感染症の補償 葬祭費用保険金 (特定感染症)		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ 300万円(限度額)	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	5億円 (限度額)

年間保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・洪水・津波)		430円	650円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震・洪水・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約付帯傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(普通傷害保険)

福祉サービス総合補償

(普通傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険)

●お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者

社会福祉法人
 全国社会福祉協議会

(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 TEL:03(3593)6824

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
 受付時間：平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。